

法令名	森林法																
根拠条項	第66条																
許認可等の種類	水流における工作物の使用等に関する認可																
法令の定め	<p>(水流における工作物の使用等)</p> <p>第66条 森林から水流によって木材若しくは竹材を搬出し、又は搬出する設備をする者は、その搬出又は搬出設備のため水流における他人の工作物を使用し、移動し、改造し、又は除却することが必要かつ適当であつて他の方法をもって代えることが著しく困難であるときは、その工作物の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その工作物の所有者（所有者以外に権原に基きその工作物を使用する者があるときは、その者及び所有者）に対し、その工作物の使用、移動、改造又は除却に関する協議を求めることができる。この場合には、土地の使用及び収用に関するこの章の規定を準用する。</p>																
審査基準	<p>森林法第66条は、森林から水流によって木材若しくは竹材を搬出し、又は搬出する施設を有する者が、その搬出又は搬出設備のため、水流における船着き場、網場等の他人の工作物を使用し、移動し、改造し、又は除却することを必要とする場合において、その必要性が認められ、かつ、使用することが適当であつて、他の方法をもって代えることが著しく困難であるときは、その工作物の所有者（所有者以外に権原に基きその工作物を使用する者があるときは、その者及び所有者）に対し、その工作物の使用、移動、改造又は除却に関する協議を求めることができることを定めている。</p> <p>上記の協議に関する認可に係る審査基準については、土地の使用権設定に関する認可（第50条）の基準を準用し、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工作物の使用等をできる者は、森林から木材、竹材若しくは薪炭を搬出し、又は林道、木材集積場その他森林施業に必要な設備をする者である。これには、森林所有者以外の者、例えば、搬出又は設備の行為をする者であつて、森林所有者から搬出又は設備を請け負って行うに過ぎない者も含まれる。 2 工作物の使用等を実施できる場合は、木材、竹材若しくは薪炭を搬出するため、又は林道、木材集積場その他森林施業に必要な設備をするために、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 他人の工作物を使用することが必要かつ適当であること (2) 他の方法をもって代えることが著しく困難であること という要件をすべて備えていることが必要である。 3 2の(1)の「必要かつ適当であること」とは、土地収用法（昭和26年法律第219号）第2条にいう「土地の利用上適正且つ合理的である。」ことと同意義である。また、使用等は、使用の目的に必要な範囲内に限られる。 4 2の(2)の「他の方法をもって代えることが著しく困難である」場合には、もしその工作物を使用しなければ木材等を搬出することが不可能であるという場合のほか、他の工作物を使用して搬出することも不可能でないが、著しい危険が伴う、又は経費が莫大にかかるというような場合も含まれる。 																
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>10</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td></td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td></td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>10</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> </table>	総期間	10	日・月	()	経由機関		日・月	()	協議機関		日・月	()	処分機関	10	日・月	()
総期間	10	日・月	()														
経由機関		日・月	()														
協議機関		日・月	()														
処分機関	10	日・月	()														
処分担当課	水産林務部総務課総務係（電話番号：011-204-5452（内線28-111））																
申請先	同上																
問い合わせ先	同上																
備考	（公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/ ）																